

高齢者医療制度に関する
Q&A
(平成21年2月分)

※今後、逐次、加除修正を行う予定

【資格・給付関係】

(問1)外国人Aさん(76歳)は在留期間が3ヶ月であることから、長寿医療の被保険者ではないが、在留資格の変更又は在留期間の伸長により、長寿医療の適用対象となる場合には、国保と同様、Aさんの資格取得日は外国人登録の変更登録を行った時点としてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問2)日本人と結婚している外国人が、在留期間が1年未満の親を扶養している場合などの後期高齢者医療の適用の判断について、国保と同様に、一律に在留期間のみをもってその適用の有無を判断するのではなく、個々のケースに応じて広域連合が判断することとしてよいか。

(答)

お見込みのとおり。出入国管理及び難民認定法の規定により決定された入国当初の在留期間が1年未満であっても、外国人登録法に基づく登録を行っており、入国時において、我が国への入国目的、入国後の生活実態等を勘案し、1年以上我が国に滞在すると認められる方も、広域連合の判断により、後期高齢者医療の被保険者として差し支えない。

(問3)後期高齢者医療の簡易申告書は保険料算定の基礎とするための申告書であるが、所得区分の判定のため、保険料算定の対象とならない世帯員に対しても、簡易申告書の提出を求めてよいか。

(答)

後期高齢者医療の簡易申告書の取扱いについては、現在検討中であり、おってお示しする。

(問4)特定疾病の認定を受けている被保険者について、外来療養において処方せんに基づく薬局での薬剤の支給は、国保と同様に、処方せんを交付した医療機関における療養の一環とみなして取り扱ってよいか。

(答)

差し支えない。

(問5)高齢者医療制度に関するQ&A(平成21年1月分)問35に関して、葬祭費の一時差し止めができるのは、葬祭を行った方が死亡した方の相続人である場合でよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問6) 過誤調整により被保険者から広域連合へ償還すべき額が発生した場合、翌月以降の高額療養費を当該償還すべき額に充ててよいか。

(答)

後期高齢者医療給付を受ける権利は、高齢者医療確保法第62条により保護されているため、職権においてそのような取扱いができないが、被保険者からの申し出により、高額療養費を被保険者の償還すべき額に充てることは差し支えない。被保険者の意思を確認の上、個々の事例ごとに適切に対応されたい。

(問7) 高額療養費の支給額が少額の場合、その額が一定額に達するまで支給を保留してよいか。

(答)

後期高齢者医療給付を受ける権利は、高齢者医療確保法第62条により保護されているため、職権においてそのような取扱いができないが、被保険者からの申し出により、その額が一定額に達するまで支給を保留することは差し支えない。被保険者の意思を確認の上、個々の事例ごとに適切に対応されたい。

(問8) 被保険者Aさん(負担区分一般)と74歳の高齢者Bさん(市町村民税非課税)の二人世帯において、例えば、2月10日に世帯分離し、その後2月20日にBさんが75歳に到達した場合、Bさんの2月分の長寿医療に係る負担区分はどうなるか。

(答)

75歳の到達日からBさんの所得に応じて低所得者Ⅱ又はⅠとなる。

(問9) 高齢者医療制度に関するQ&A(平成21年1月分)問29に関して、盗難等があった被保険者証による不正使用があった場合に、正規の被保険者証と区別がつくよう新たに交付する正規の被保険者証に新しい被保険者番号を付けたり、資格や給付等の履歴において新しい被保険者番号の履歴に古い被保険者番号の履歴を連携することは可能か。

(答)

被保険者番号は、各広域連合において定めるものであるが、現在、標準システムにおける対応は不可能であるため、当該取扱いは差し控えられる。

(問10) 65歳以上74歳未満の方が、被用者保険者へ被扶養認定等の資格取得の届出があった際に、二重加入を防止するため、後期高齢者医療の障害認定を受けているか否か確認することはできないか。

(答)

ご指摘について、対応可能かどうか保険局保険課と調整中である。

(問11) 高齢者医療制度に関するQ & A(平成21年1月分)問27に関して、高齢者医療確保法施行規則第16条に規定する特別の事情に関する届出については、公簿等によって当該事情に該当することができるときは、届出を省略させることができるよう、省令改正を含め検討中とあるが、この検討状況如何。

(答)

高齢者医療制度に関するQ & A(平成21年1月分)においては、保険料の納期限から1年が経過するまでの間に当該保険料を納付しない全ての被保険者について、特別の事情に関する届書を提出させることとした場合、事務作業が煩雑となること等が考えられることから、あらかじめ広域連合において高齢者医療確保法施行令第4条各号に掲げる特別の事情が認められる場合には、当該届書の提出を省略できることを省令改正により明確にすることを検討していたものである。

しかしながら、高齢者医療確保法第54条第4項の規定により、あらかじめ広域連合において被保険者の保険料の滞納につき特別の事情があると認められる場合には、当該被保険者について、被保険者証の返還を求める必要がないと解されることから、省令改正を行わないことと整理したところである。

【保険料・特別徴収関連】

(問1) A広域連合の区域内のa市において年齢到達により被保険者資格を取得した被用者保険の被扶養者であった者が、B広域連合の区域内のb市に転出した場合、高齢者医療確保法施行令第18条第5項の軽減措置の適用期間は次のいずれになるのか。

- (ア) a市において被保険者資格を取得した日の属する月以後2年間
- (イ) b市に転入した日の属する日以後2年間

(答)

高齢者医療確保法第99条第2項及び高齢者医療確保法施行令第18条第5項の規定から、(ア)となる。

(問2) 被用者保険の被扶養者であった70歳の者が障害認定を受けて被保険者資格を取得したが、同認定を撤回し、被用者保険に加入した後、改めて障害認定を受けて被保険者資格を取得した場合、高齢者医療確保法施行令第18条第5項の軽減措置の適用期間はどうか。

(答)

高齢者医療確保法第99条第2項及び高齢者医療確保法施行令第18条第5項の規定から、改めて障害認定を受けて被保険者資格を取得した日の属する月以後2年間の適用となる。

(問3) A広域連合の区域内に居住していた73歳の甲(世帯主:夫)と75歳の乙(妻)がB広域連合の区域内にある住所地特例施設へ入所(同居)した場合について、

- ① 甲の所得は翌年度の乙の保険料の軽減判定の対象となるのか。
- ② 甲が75歳に到達した後においてはどうか。

(答)

- ① 住所地特例施設への入所後においても、両者は住基上の同一の世帯に属することから、世帯主である甲の所得は、乙の保険料の軽減判定の対象となる。
- ② 甲は、75歳に到達することによりB広域連合の被保険者資格を取得することとなるが、これにより住基上の世帯構成が変わるものではないことから、世帯主である甲の所得は、引き続き乙の保険料の軽減判定の対象となる。

(問4) 普通徴収の方法により保険料の納付を行っていた被保険者が死亡した場合、死亡日以降に納付すべき保険料の納付義務は相続人が継承することとなるのか。

(答)

高齢者医療確保法第112条において準用する地方税法第9条の規定により、相続人が納付義務を継承することとなる。

なお、相続人が2人以上いる場合は、それぞれの相続分により按分した額の納付義務を継承することとなる。

(問5)確定申告に関して、「生計を一にする妻の長寿医療制度の保険料について、納付書で納めた分は夫が社会保険料控除を受けることができない。口座振替された分のみ適用される」と聞いたが、見解如何。

(答)

所得税・個人住民税の社会保険料控除については、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った者に社会保険料控除が適用されることになる。

なお、平成20年7月29日付事務連絡「長寿医療制度の保険料に係る社会保険料控除の適用関係等に係る国税庁の通達について（情報提供）」を参照されたい。

(問6)会計年度経過後の出納整理期間中に被保険者資格喪失等の届出を受けたことにより、当該会計年度中の保険料額の減額処分をすることとなった場合、当該減額処分の所属年度はどのように取り扱うのか。

(答)

出納整理期間中に生じた当該会計年度分の保険料の過納金の戻出についても、当該期間中に調定額を減額することにより、当該会計年度中の歳入から戻出することができる。

(問7)「高齢者医療制度に関するQ&A（平成21年1月分）」中の「保険料・特別徴収関連」問10の回答において、「納付相談等の結果として、被保険者からの依頼により、療養費等と滞納保険料とを相殺することは可能である」とあるが、具体的な事務手順をご教示いただきたい。

(答)

当該回答の趣旨としては、債権である滞納保険料と債務である療養費等を会計上「相殺」するものではなく、納付相談を行う中で、被保険者からの申し出により、療養費等を現金支給し支給額の全部又は一部を保険料の滞納分に充てていただくものであり、当該対応を行うかどうかを含め、広域連合と市町村間で協議していただきたい。

【財政関連】

(問1)「老人医療の高額医療費に係る消滅時効の取扱いについて(平成16年6月25日保総発第0625001号)」において、市町村が、高額医療費の支給対象となる方の有する高額医療費を受ける権利の存在を認識し、その認識を表示したものと認められる通知を行った場合は、高額医療費の時効が中断することとなるが、平成23年度以降に老人医療の高額医療費が支払われた場合、当該支給額に対する国庫負担はあるのか。
また、当該国庫負担は、一般会計で受ければよいのか。

(答)

平成21年度以降の老人保健の医療給付費に対する国庫負担金については、当年度の医療給付費が発生しないため、概算払を行うための予算措置は行っておりません。

したがって、平成23年度中に支払われた老人保健の高額医療費に対する国庫負担金については、平成24年度に、平成23年度の老人保健の医療給付費額として報告していただき、平成24年度の補正予算にて財源措置を行ったうえで、交付する予定としております。

なお、当該国庫負担金の受け入れに関しては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第39条により、施行後3年間については、平成20年4月改正前老人保健法の規定による医療等に関する収入及び支出について、特別会計を設けることとされていますが、平成23年度以降の取扱いについては、別途整理のうえ、お示しすることとなります。